

## 平成25年白老町議会議会運営委員会会議録

平成25年 5月21日（水曜日）

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 2時34分

---

### ○会議に付した事件

協議事項

1. 定例会5月会議について
  2. 全員協議会の開催について
  3. 第3次議会改革の検証について
  4. その他
- 

### ○出席委員（6名）

委員長 大 淵 紀 夫 君

副委員長 本 間 広 朗 君

委 員 西 田 祐 子 君

委 員 小 西 秀 延 君

委 員 山 田 和 子 君

委 員 前 田 博 之 君

委員外議員 氏 家 裕 治 君

副 議 長 及 川 保 君

議 長 山 本 浩 平 君

---

### ○欠席委員（1名）

委 員 吉 田 和 子 君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 岡 村 幸 男 君

主 査 本 間 弘 樹 君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（午後 1時30分）

---

○委員長（大淵紀夫君） 協議事項が何点かございますので、順次協議をしてみたいと思います。よろしくお願ひします。最初に、定例会5月会議の開催について。

岡村局長より説明をお願いいたします。

○事務局長（岡村幸男君） 定例会5月会議については、さきにご連絡を差し上げてございませうけれども、5月31日、10時からとなっております。現在固まっておりますのは、提出議案として、町長提案の議案になりますが、行政報告、それから、補正予算ですが、国民健康保険事業特別会計、それから、介護老人保健施設事業特別会計の2本が補正予算として出される予定となっております。条例改正につきましては、国民健康保険税条例の一部改正。それから、町税条例ですが、これは日切れ法案の関係から、専決処分報告ということで聞いています。

以上、4件の議案ということになります。今のところはそのような状況になってございます。そうしたことから、議会運営委員会は5月31日の9時半に開催し、議案説明会を受けるということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） ただいまご説明ありましたように、5月会議につきましては、議会運営委員会が同日の9時半、本会議は10時ということでお話ありました。議案の内容等々につきましては、当日の議会運営委員会で決定をするということでございますけれども、このことにつきまして、何かお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは、定例会5月会議については、5月31日に開催すると。議会運営委員会は当日9時半からということですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2番目、全員協議会の開催について。

この点について、岡村局長から説明をお願いします。

○事務局長（岡村幸男君） 別紙資料1のとおり、開催要請書が届いております。会議の内容ですけれども、白老町小学校適正配置計画案ができたということで、それについての説明をしたいという内容でございます。5月31日、定例会5月会議終了後の開催要請ということでございます。説明員の出席者については、記載のとおりでございます。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま全員協議会の開催協議について提案されましたけれども、この件につきまして何かご質問ございます方はどうぞ。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 民の会の西田でございます。協議会、懇談会の開催要請ということで、全員協議会ということですが、白老小学校適正配置計画案ということで、初めての案件なので、できれば町長ご出席の上、考え方というか方針というか、そういうものをまず最初に

お伺いしてみたいと思うのですけれども。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） あくまでも要請においては、教育委員会での決定事項ということ、それに伴って今回は教育委員長初め委員の皆さんが全員出られるということでありまして、当然教育長も出られるということでありまして、その段階でのお話、説明になるかと思うのです。おそらく最終的にその案が通って行って、地域説明等行った上で最終的な決定事項となる場合には、学校設置者である町長が最終的な決定を行うという形にはなると思うのですけれども、その段階にやはり町長に出席していただくということになれば、そういう段階を踏まえた中でお願いすることも必要ではないかと思っておりますけれども。

○委員長（大淵紀夫君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 白老小学校の適正配置計画案、今回これありますけれども、実は平成12年度にも白老小学校と緑丘小学校の統廃合の件もありまして、その件が結局ずるずるとなし崩しになってしまった中で今まできてしまっている。簡単に言ってしまうともう11年たっただけで、今回また新しくこういう形になっていくという中で、やはり前回と同じ轍を踏まないためにも、ぜひ私は町長のまず方針、お考え方を伺って、それから進めたほうがいいのではないかなど。できればそういうふうにしていただきたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 議長の見解を求めたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長出られますので、この段階においては町側の出席する意向のままでいいと。先ほどの岡村局長と全く同じ見解であります。

○委員長（大淵紀夫君） 今の西田委員の意見に対して何かございましたらどうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今議論されて岡村局長の話もありましたけど、これはあくまでも教育委員会としてのたたき台だということですか。町長は平成14年のときに教育委員会が、中学校、小学校の適正配置答申しているのです。それに沿って教育委員会が実施、実行のためにも動いてきていますけれども、3中学校を統合するというのを先にして、小学校適正配置は後にすると、こういう方向できたわけです。そういうことを踏まえての教育委員会としての考えなのか。首長が変わって戸田町長として、この適正配置にどういう考えを持って教育委員会にちゃんと指示をして、協議されて、独立機関ということは前提で言っていますけど、当然首長の考え方は先にありますから。そうすると、その辺の整理は、今まであった答申は、もう首長は変わっていますから、あるのかわからないのかわかりませんが、その辺の整理はちゃんとしたほうがいいのではないかとということで質問をしたのではないかと、私もその辺をちゃんと整理していかないと、では教育委員会のたたき台をただ議会説明して、その意見を聞いて教育委員会が町長と整理をして町の方角を出すということなのか。その辺の整理はどうですか。

○委員長（大淵紀夫君） 議会運営基準の48ページを開いてください。ここに協議・懇談事項の原則というのがございます。読んでみてください。私読みますか。「重要な行政課題及び緊急な問題等で議会に対して説明する必要があるもの又は、議会の意見や考え方を問うなど調整等が必要なもの。ただし、事前審議となるおそれのあるものについては、協議・懇談事項とし

ない。」とこうなっています。これはあくまでも町側がこういうことを説明したいと、出席者もこういうことだという形でできているわけです。ですから、皆さま方が、この協議会は必要ありませんということであれば結構でございますけれども、そうでない場合は、町側の要請によって開くのです。ですから、開くか開かないかということなのです。ただ、今のような重要な案件の中で、どうしても町長が出る必要がある。当然これは6月議会もあるわけですから、その中で聞くこともできるわけです。ですからそこは、この原則に従って議論をしていくということが必要ではないかと私は感じています。ですから、そういうことでいえば、町からの要請ですので、これは受けるか受けないかという問題になります。そういう視点で議論をしないと、やっぱり違って、議会側と町側が何も不用意に対立するのではなくて、町側はこういうことで協議をしたいということで議会に申し入れをしてきているわけですから、そういう視点で一つご議論願いたいというふうに思います。そういう私の見解をもとに再度お尋ねいたします。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私言っているのは、内容的にはわかります。重要な案件です。そうすると、大きな方向性だから、町長としてどういうものの考え方を持っているのかということを知りたいというお話だと思います。それに対して質疑とかどうかということ、今言っているように別な形で問えばいいけれども、まず方向性として町長はどう考えているのですかと、そういう大きな方向性があってもいいのではないかとということです。その後教育委員会でそういうものを説明すればいいのではないかとという考え方だったということです。

それで、今委員長お話しされましたけれども、前回の全員協議会ときにそういう町長云々の議論はなかったから、議場で、ある議員から言われて話ありましたけれども、そういうのも踏まえて、事務的な解釈で進んでいるみたいですから、あえてそういう考えで言ったのかと思って、町長に大きな方向性の考えを示していただきたいなど。そのため、それから入ってもいいのではないのかなと、話したのかなということで私も考えていますし、そういう方向からいけばどうなのかと言っているだけです。ですから、それが不要ないということになれば、今言っている事務的に割りきるのであればそれでいいですけども、私はそういう思いで言っているだけです。だから町長がどうこうではなくて、大きな課題だから、一言でも二言でも町長はこういうことで、教育委員会で小中学校適正配置考えたのだよということがあってしかりではないかと。先に説明をして、では町長に問い合わせることについての、後か先かはそれぞれ考えることだと思いますけど、初めての案件出てきたわけです。ですから、そういう考え方が示されてもいいのではないかと私は思いました。

○委員長（大淵紀夫君） 氏家委員外議員。

○委員外議員（氏家裕治君） 氏家です。この件に関しては、平成12年当時、僕はまだ議員になっていませんでしたけれども、この白老中学校、それから白老小学校、緑丘小学校、その問題についての各PTA、父兄に対してのそういった答申を町がしたという話を聞いていますし、それを前提に、できることであれば今できる改革をということで中学校の3校統合の話を出したのも、私が多分15年当時、16年だったか、そういう話をしたときに教育委員会のほうでは、また当時の町長、まずはその中学校の統合が終わって、小学校の統合に入っていくのだという

明確なそういった意見、考え方が当時示されました。私はその考え方というのは、中学校が終わってからではなくて、中学校がそういった準備に入る段階から並行して、多分教育委員会としては考えていた問題だと思っています。ですから、今回中学校3校が統合されて出発をしたと。それを一つの区切りに今回のこの小学校適正配置計画ということについて、議会に対して説明をしていくと。それは確かに町長の思いも聞きたいというのは私もわかるのだけど、ただ教育長と町長の考え方というのは、私は同じだと思っていますので、わざわざそこに町長を引っ張り出して、引っ張り出してという言い方はちょっと失礼かもしれない。そこに出して町長の思いを何だかんだ聞かなくてはならないという問題ではないと。今後のまだまだ町長に対してこの考え方について聞く機会というのはあると思いますので、今回の協議会については、私はこのままで、今提案のある、案の説明を受けるべきだと。そのままの状態では受けていいのではないかと考えています。またそこに時間をかける話でもないと思いますので、計画をまず聞いて、その中身を私たちもよく知って、そしてその中で町長の考え方を聞く機会というのも、私たちは幾らでもあるわけですから、そこでどんどん議論すればいいのではないかなと、私は考えますけれども。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） 今のお話でいくと、全員協議会の開催運営要綱というのが別にあるのですけれども、議長が必要である場合は、その中にも書いているとおり、例えば誰々さん出てくださいということもこれは可能なのです。ですから、そういう議論はあってもいいと思うのですが、ただ、先ほど大淵委員長言われたとおり、町側からの要請に基づく説明員も記載のとおりで、説明をしたいというものがいいか悪いかの話であって、説明員がどうだとか、そういうことではないと思います。ただし、本当にこれは議長の判断のもとに、これはやはり説明員が必要だということになればまた別の話になると思いますけれども、基本はこれを受けるかどうかという、そういう判断をしていただくことが必要だというふうに思います。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） 私も今の岡村局長の言うとおりでだと思って先ほど申し上げたのです。なぜかと言いますと、はっきりしているのです。教育長が出て話すことは、町長が出て話をすることだと言っているのです。町側はそうやって言っているわけでしょう。ただ、そのことに対しての重み等々はあるかと思えますけれども、これは町側が説明を議会にしたいということですから。議長がその形で受けているわけです。正式に受けているわけです。ですから、議会、議運にかかっているわけです。議会の側として考えたら、そういうふうに物事を整理していかないと、これはどうにもこうにもいかなくなると思いますので、この点について私もそういう見解なのですけれども。これはあくまでもこの基準に従ってやっていけばそうなるという意味です。そういう形で処理していくのが筋だと私は思っていますから。それで先ほどあのような発言をさせていただきました。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私も協議会の開催については知っていますけれども、前回一部議員から言ったときに、説明員が全員協議会で言われて、それが町側から来ていないから必要ないの

だという議論がありましたから、ですからあえて私はここでそういうことが必要かなということと言ったことで、今みたいなものの考え方で左右されていくのであれば、それはそれで私も理解しますからいいです。ただそれだけです。先回の例があったから今言っただけの話です。

○委員長（大淵紀夫君） それでは、この全員協議会の案件については、説明を受けるということでもよろしゅうございますか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 民の会は、その辺につきましては、前回のときもうちの会派の方が異議を申し立てたわけなので、今回ここで私賛成するというわけにはいきませんので、そういう考え方もあるというふうにぜひ理解していただきたいと思っております。別に対立して言っているわけではなくて、前回のときもそうなのですけれども、新たな教育長初め、石田教育委員長、それに古俣教育長、そしてそういう方々が来られるということに関しまして、私としては戸田町長が新たにこうやってやられるので、そういうような自分の町長の思いをぜひ一言お聞かせくださいと言ったつもりなので、その辺を理解していただけないのだったら、私としては不本意だと思っておりますし、前回のときもいろいろもめましたので、これについては私の会派は保留させてください。

○委員長（大淵紀夫君） 西田委員、思いを聞くとおっしゃいますけれども、それは町側が協議を申し入れてきているのです。議会側に。ですから、我々はその協議を受けるか受けないかという議論なのです。ですから、西田委員が今それでは我々は賛成できないということであれば、この協議会を受けないという理解でいいですか。それだとまた全然違いますので、協議会を今後どういうふうな運用するかということになります。議長は、協議を受けるというふうにしていますから、こんなことは賛成多数で決めるような大体中身では全然ないのです。

西田委員。

○委員（西田祐子君） ですから私は、この問題に関しましては、前回のときもその当時この協議会に関して、町側から申し入れされたことに対して受けるだけなのだと。だったらこの議運の場で一切そういうものは出なかったから、そういうものを言っても仕方ないだろうと言われた以上は一応言わせていただく。

○委員長（大淵紀夫君） 別にそれは考え方ですから、それは構いません。私が言っているのは、ちょっと誤解されている部分があるのではないかと。協議会そのものがどういうことなのかということでの議論とはちょっと違っていると思うのです。あのときもこういう形で出てきたものを皆さんがいいと言ったのです。西田委員も含めて。ですから、ああいう形で運営したわけです。それは西田委員も賛成してああいう形になっているのです。ですから、今回も協議会を受け入れるか受け入れないかというお話なのです。だから今のお話でいくと受けない。この小学校の適正配置の町の説明を受ける必要はないというふうな理解でいいのですか、我々は。

○委員（西田祐子君） できることでしたら、民の会といたしましては、一度会派へ持ち帰って協議させていただきたいと思いました。正直言いまして。そういうことが必要でないとなってしまうたら、私としては反対にはい受けましたと、そういうふうには言えない立場かと思っております。また前回と同じようなことがあっても困りますので。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） 先ほど大淵委員長のほうから全員協議会の開催とはどういうことかということでお話があったとおりでして、全員協議会は2通りあります。全員協議会ということで議長が必要と認める場合、例えば議会全体にわたることで必要な場合に、議長が全員協議会を開くという。議会として自ら運営に必要な場合に全員協議会を開くというケースもごございますし、今言ったように町側からの要請に基づいて全員協議会を開くという2通りの方法があると。その中で、いわゆる町からの要請については、事前審議に当たらないということが基本になっておりまして、説明のあったものに対して質疑というのはあくまでも不明な点、補足しておく必要がある部分等をその説明に基づいて質疑を行うというものであります。それに対して自己の考えを整理していくということは、それは当然本会議における一般質問なり、そういうものの中できちっと行っていくというのが事前審査に当たらない方法で全員協議会を開くという、そういう意味であります。ですから、どなたが出ないから受けるか受けないかという、そういうことではなくて、この全員協議会が議会として説明を聞く必要があるののかないのかという、必要性に基づいての全員協議会の要請を受けるか受けないかということの判断になろうかと思えます。特に今回の小学校の適正配置計画案ができたということを町教育委員会は、議会側にそれを説明したいという、この内容を議員の皆さんに説明したいということですから、この内容を全員協議会で聞く必要があるかないかと、その判断に基づいて議論をいただきたいというふうに思います。

○委員長（大淵紀夫君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今ちょっと方向性が別のほうに行ったけど、あくまでも初めのほうは説明員の要求の話だと思うのです。それで取り扱いについて、これは白老町議会全員協議会の運営要綱では、出席説明の要求ということで、第7条で説明のため全員協議会の出席を求められることができるということで話が進んでいたはずなのです。それで、その前の議会で、これ以外に必要であれば求めていいのではないかとということで、8のところ、これ以外の人で仮に町部局の案件で部長以下だったけど、これちょっと大きい問題だから町長呼んだほうがいいのではないですか。では町長にしましょうということでやった例があるのです。そういう出席を求められることができるとうたっているのだから、ニュアンスの問題で、町長から話を聞きたい云々ではなくて、これに対しては大きな問題だから町長も出て総括的な話もしたらどうでしょうと提案されているのであって、そうすれば、説明のための出席を求められると書いているのだから、出る、出ない別にしても、ここで前回の部分の尾を引いているのです。あのときはもう決めてしまったからだめだと言われているから、今回ここで言っているのではないかと思うのです。求められると書いてあるのです。求めているのだから、本来それが全員協議会で求めなければいいと言うのであれば、それに従うことは別として、そういうことがあるから言っていると思います。僕は。私は先ほどの議論で、皆さんがいないというのであれば、そうかなと、個人としてぜひ出せという要求をすることでもないからわかりましたと言いますが、西田委員はそうではないのではないですか。

○委員長（大淵紀夫君） 山本議長。

○委員（山本浩平君） 先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですけれども、この説明員の名前を見ると、初めてと言っていいくらい教育委員の皆様方も出席されるようであります。そして、これはペン書きにはなっていますが、理事者が2人、教育長と白崎副町長が出席ということで、町側のほうも必要があれば町長ということも考えたかもしれませんが、町長は町長のまたこの日、日程がもしかしたら入っているかもしれませんが、理事者2名で十分だという考え方の中でやっぱり提出されてきているのかなというふうに思いますので、議長としては、これを尊重すべきだという考えであります。

○委員長（大淵紀夫君） それでは、個々の皆さんのご意見を賜りたいと思います。  
小西委員。

○委員（小西秀延君） 先ほど説明のあった別表2-3で、理事者に対して概要の説明を求められることになっていきますけれども、今回は理事者も出席予定になっております。先ほど議長もおっしゃられたとおり、教育委員会からもトップが来るという説明で、町も万全を期してこの計画を説明したいということでの申し入れでございますので、議会側としては、これを受けるのは筋であろうと私は考えております。

○委員長（大淵紀夫君） ほかの委員の方、それぞれご意見を述べてみてください。  
本間委員。

○委員（本間広朗君） 確かに西田委員の言われることもわかります。説明員の中に、先ほど小西委員も言いましたけれども、古俣教育長と白崎副町長も出席することになっているので、この方の説明で私は十分だと思いますので、賛成というか、開催したほうがいいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 及川副議長。

○副議長（及川 保君） 及川です。西田委員も前田委員もそうなのですが、この全員協議会を開催すると、受けますという前段の中で、非常に大きな問題でありますから、町長にも求めたらかどうかというご意見だと思うのです。ただ、今この議運で議論していることは、この案件、全員協議会を開催しますかと、開催要請が町側から来たということだから、今ここに記載されているように副町長、それから教育長、これはやはり今後適正配置を進めていく中では、非常に重要なトップです。こういう方々が出席されているわけですから、先ほどの局長の説明もありましたし、前段で説明ではなくて、詳しい中身まで議論する場ではないですという委員長の話は再三ありましたし、どうですか、お二方、今回これを受けてこの全員協議会を開催すると、説明を聞くということで進めたらいかがですか。

○委員長（大淵紀夫君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私は反対しているわけではないです。私はただ出席要求について、前回の例があったからちゃんと議論しただけの話であって、議長も後段で受理する話を整理されましたので、私はどうこうはなくて、前回は引きずっている西田委員も話した部分を整理しておかないと、ということで議論してもらうようにしただけの話ですから。私は反対しているわけではないですから。先ほど議長が最後に言った話でいいのではないですか。ただ、出席を求めるということになっていきますから、前回はだめだという言い方になったから、ここでそういうことを整理しておかないと、緊急の場合はやはり、他の委員から要求ある場合は、要綱で説



明を求めることができるのだから、それを断れるか断るか、それは議場で議論すればいい話だけど、この案件については議長が受理して、ここに鉛筆書きで町の理事者も書いていますから、それはそれで、私はこの本質的な問題については何もどうこう言っていません。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） 実は、開催要請について事務局のほうと町の実質的な事務的な流れで言いますと、当然今回であれば教育委員会の所管担当課長のほうから相談がありまして、どういう出席者で対応されるのかということも含めて確認をした上で議長のほうに文書を見ていただくという、こういう流れになってございます。前は、確かにその部分について、一部議員の方からそのような指摘がございましたけれども、基本は、議長が最終的にこの要請を受けますということで、議運に諮るという中で最終的な決定を受けていますので、それがおかしいということにはならないということは、皆さん会議を開いてご理解していただけるかと思うのです。今回もまずは開催要請を受けるかということと、開催要請を受けるに当たって説明員は、この内容でいいかという確認はしていただいたほうがいいと思います。そういう意味で前田委員の発言だということですよ。そういうことでの整理の仕方だと思いますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。このたびの白老町小学校適正配置計画案につきましては、案ですので、やはり説明を受けるべきだと思います。そして説明員の構成ですけれども、案ですので、やはり案にもかかわらず白崎副町長もご出席されるということで、大変重い重要な案件だというふうに認識できますので、このままこの形でお受けしたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 氏家委員外議員。

○委員外議員（氏家裕治君） 氏家です。確認のため、先ほど私言ったと思うのですがけれども、町長も理事者の1人であるということ、副町長も出られて教育長が出られるということであれば、このまま受けるべきだというふうに考えております。

○委員長（大淵紀夫君） 大方がこの要請文のとおりに受けるべきだというご意見ですがけれども、受けるということではいかがでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 民の会といたしましては、開催については受けるべきだと思っております。ただ、説明員につきましては、これは会派に持ち帰って協議しないと、また前回と同じことになると困りますので、その辺だけは持ち帰らせていただきたいと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 持ち帰っても結論を出す場がもうありません。なぜかといいますと、書いていますように、2週間以内にきちんと開催を受けるか受けないか決めますので、例えば会派に持ち帰ったとしても、それを次に議論する場がございません、この議会運営委員会で。その点はどういたしますか。それを例えば今圧倒的多数の方がこのままでいいとおっしゃっているわけですがけれども、持ち帰るのは構わないのですがけれども、持ち帰ってもそれを議論する場がございませんけれどもよろしいですか。議会運営委員会開いても今決めなければだめなのですから、運営要綱に書いていますでしょう。31ですから。それはいいのです。ただそういう

場がございませんから、それを承知しておいていただかないと困りますので、その点だけです。

西田委員どうぞ。

○委員(西田祐子君) 西田でございます。今回もそういう話ですので、私はやはり開催のこの要請に対しまして、もしできましたら今回はもう開催する日程がないということですので、了解させていただきたいと思います。ただ、次回以降は説明員の出席とか、そういうのも事前に会派のほうで協議できる体制にぜひしていただければありがたいと。もしそれができなければ前回と同じようなことにまたなったら皆さんに対して申しわけないなとそういう思いなので、今回こういうふうに発言させていただいております。

○委員長(大淵紀夫君) それはちょっと無理、今のご意見はなかなか大変です。2回議会運営委員会開いて、そういう形で行うということは、ほとんど全員協議会は開けなくなってきます。全員協議会そのものが。そういうふうになってしまう可能性が十分あります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

---

再開 午後 2時19分

○委員長(大淵紀夫君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議事の進行がまずくて申しわけありません。協議会は、民の会さんを含めて受けるということについては異議がないようでございますので、この案のとおり受けるということによろしゅうございますか。そういう形で進めさせていただいてよろしゅうございますか。ほとんどの方がそういう形で意見を述べられておりますので、前に進めてよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大淵紀夫君) それでは、全員協議会につきましては、受けるということで取り進めたいと。

また、民の会から出た町長の出席要請につきましては、ほとんどの方が出席を要請する必要がないというご意見でございますので、この件につきましてはそのような処置をとる。このとおりに進めるというふうにいたしたいと思います。よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大淵紀夫君) それでは、以上のような形で取り進めいたします。

続きまして、3番目、第3次議会改革の検証について。

岡村局長のほうから説明をお願いいたします。

○事務局長(岡村幸男君) 資料2と3を用意してございますので、そちらを見ていただきたいと思います。2月14日に最終資料2のほうの取りまとめを行いました。そのときに訂正等もしくは内容変更等のご意見いただいたものを整理し直したものがこの資料2であります。皆さんにはA3判の三つ折りになったものですが、A4番にしますとかなり小さかったので大きい形にしています。簡単に説明します。変わったところだけです。2ページの一番上の議会年報の作成・公開検討。これは後者の三角一部実施としておりましたが、これは丸でいいということで丸に直しています。これは年報として取りまとめるということは、基本はあります。

しかし、丸でいいということになっておりますので、実施済でいいということになりました。

それから、その次の議長交際費の支出基準と公開の検討についても三角だったのですが、これは現状のままでよしとする結論になるということで、これも丸に変わっています。三角から丸に変わっています。

それから、公共施設・コンビニ等での議会日程掲示方法等の検討。これも三角から丸に変わっています。これは、本会議は必要ないということでしたので、そのように整理しております。

それから、2ページの⑤、ホームページの管理運営の中で、順次公開項目を追加し、充実を図るという形にしております。ホームページで議員の氏名、電話、Eメールの公表等を今後考えていくべきではないかということがございますので、このような整理を図っております。

それから、2ページの⑦です。夜間議会開催の見直しというのは、実は当初入っておりませんでした。追加しております。これをつくっているのは、委員長と相談の上でつくっておりますので、委員長のほうからこれは追加しなければならないということで、第1次議会改革で代表質問時に夜間議会を開催してきたわけですけれども、最終的に23年の3月会議で夜間議会をやめてございます。これはインターネット等の中継開始によって傍聴者が減少して、一方中継視聴者が大幅に増加したということを受けて、改革で見直しを図ったということでありますので、これは当初の具体的な取り組み項目にはありませんでしたけれども、つけ加えております。

それから、訂正しているのは、4ページの政策能力向上の専門的知見の活用です。これは未実施という項目だったのですが、これはそういうケースには使うということで、しているということで、これは丸ということで直すということです。

5ページの④、本会議終了後の一般質問・議会運営の検討会の検討ということですが、これも委員長のほうから指摘がございました。それで、備考欄に追加して米印で書いております。議員の資質向上のための一般質問・議会運営の検討会については、引き続きこの議会運営委員会の中で検討するという中で整理をしていると。こちらのほうに5ページの丸で書いている部分は、本来の議会運営委員会での検討項目とは若干異なることということで、委員長のほうから指摘がございまして、このように米印で追加をしております。

それから、6ページ、自由討議、反問実施のルール化です。これは三角のままでよろしいのですが、備考欄に方向性を入れておりますが、前回の会議では自由討議を行っている議会の視察を行うと、このように言われてございますので、それを追加してございます。それから、反問権に対する答弁時間の話も前回出てございました。質問者の質問時間に入ることが一応は確認されてございますが、この取り扱いについては今後の状況を見た中で議論するというので追加文書を入れております。

以上、簡単で早口で申しわけありません。前回指摘をいただいた部分で、委員長にご相談して訂正する部分については、このような形で訂正をさせていただいております。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） この件につきましては、きょう配付されておりますので、この場で議論するというのはなかなか大変かと思えます。当然これは皆さんで議論して確認されている中身ですけれども、提案文書も含めまして、6月議会でこれを報告するというふうになると思

いますので、次回の議会運営委員会、31日ではなくて、次回の議会運営委員会の中で、それぞれの会派でここはちょっと違うのではないかと、こういうことを入れたほうがいいのではないかとか、そういうことがございましたら、各会派で議論していただいて、ご意見を伺うというふうな処置にしてはいかがかと思えますけれども、ご意見ございましたらどうぞ。

山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。専門的知見の実施についてのところが丸になったのですが、具体的に何をやったか。

○委員長（大淵紀夫君） それはやっておりません。財政裏づけがあれば専門的知見の活用はいつでもできるような状況にうちの議会はなっております。ただ、財政的な裏づけがございません。当初から予算取っていませんから。ですから、補正予算なり何なり必要だったら、そういうふうになっていくわけです。残念ながらまだ使うという状況になっておりませんので、それで、使えますという意味でございます。資料2と3につきましては、各会派でぜひ見ただいて、不適切な表現含めてございましたら、次の議会運営委員会の中で、皆さんの意見を聞いて訂正していくというような処置を取りたいのです。6月会議には報告をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きましてその他。

岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） 今年度、各常任委員会の視察はございません。今回予算づけをしておりますのは、各議員さんの調査研修旅費、一人8万円の旅費部分を予算計上させていただいておりますので、これの件につきましては、できるだけ早めの計画をお願いして、事務局のほうでもしお手伝いできることがあれば事務局のほうに言っていただきたいと思います。それと、研修終了時の報告書の提出についても、よろしく願いたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） この件についてはよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは、それ以外のことで事務局のほうから何かございますか。

岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） 予定としまして、6月会議がもうすぐ目の前にあります。それで、今後議会運営委員会を開く日程としましては、予定して決まっているのが、5月31日の5月会議の9時半からの議会運営委員会。それから、その後となりますと6月6日、これは一般質問の締め切りを受けて議会運営委員会、1時半から開かれるということになってございまして、先ほど委員長のほうからご提案がありました、この研修についてをいつの議会運営委員会でやるかということをご議論いただきたいというふうに思います。

○委員長（大淵紀夫君） 6日の議会運営委員会は、一般質問締め切り日ですから無理ですね、この日にやるのは。そのあと14日ですと遅過ぎます。31日の全員協議会終わった後にやるとしたら、会派会議はきょう21ですから、10日間ありますので開けますか。よければ大分重なりますけど、31日議運やって、定例会やって、全員協議会やって議会運営委員会。かなりハードス

ケジュールになりますけれども、それでも全く別の日に取ったほうがよろしいですか。3日、4日あたりに取れますか。この日食事をとってやりますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） 一日で終わらせるということで31日、それでは、全員協議会が終わった後に議会運営委員会を行うと。内容は、3次改革の検証の内容について行いますので、できればなるべく文書化できるものはしてきていただくと助かります。31日、議会運営委員会を行います。皆さんの中で何かご提案等々ございましたらどうぞ。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 議決は取りますか。

○委員長（大淵紀夫君） 議運ですか。ですから、この3次改革の中身がこれでいいかどうか。議会に報告しますので、この中身がいいかどうか、訂正するところがあるという場合は意見を出してもらって、協議をして、全体として議会に出すという作業を行うということであります。

西田委員は31日都合がございまして議会に出られないのです。それは私のほうに議会運営委員会出られないという報告を受けたのです。ほかにも出られないと言っておられましたので。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 会派のほかの方でよろしければ。

○委員長（大淵紀夫君） それは構わないです。議論さえしていただければ全然構いません。会派の意見をまとめて持ってきていただければ。ここを変えたほうがいいという意見を持ってきていただければいいですから。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

（午後 2時34分）